

台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関
する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の2の項の台湾産のソロ種のパパイヤ生果実並びにアーヴィン種及びハーデイン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和51年6月12日農林省告示第578号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

告示4の生産地における消毒のための施設は、温水浸漬するための施設及びくん蒸施設が併設されているものであつて、次の条件を満足しているものとする。

(1) 温水浸漬するための施設

生果実を20分間完全に温水中にとどめる装置及び水温の調節装置があり、かつ、液内の上下2カ所以上の温度を測定しうる温度計が設備されていること。

(2) くん蒸施設

ア くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。

イ くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。

ウ くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。

エ エチレンダイブロマイドの気化装置が設備されており、か動状況が外部から観察できる構造であること。

オ くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

こん包に通気孔を設ける場合は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものであること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、ミカンコミバエ又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済み生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。

3 保管場所及び保管期間

(1) 告示6の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。

ア 消毒済み生果実の保管場所として台湾の植物防疫機関（以下「植物防疫機関」という。）により指定された場所であること。

イ 台北国際空港内に設置されていること。

(2) 保管場所における保管期間は、消毒の日から6日以内とするものとする。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、植物防疫官により当該こん包に係る植物検疫証明書及びその写しをまつ消されるものとする。

ア (2)の保管期間を超えた場合。

イ 告示5の(3)の封印がない場合。

ウ 告示7の表示がなされていない場合。

エ こん包が破損又は開ひされている場合。

4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査

(1) 植物防疫官は、消毒施設、こん包場所及び保管場所について、それぞれ1、2及び3の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が

必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができる。

(2) (1)の消毒施設及びこん包場所の調査は、原則として、植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (1)の調査において、消毒施設のうちのくん蒸施設の気密性の確認は、当該施設の内容積ノ立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示4に定められた温度条件の下に所定の時間温水浸漬が行われたことを確認すること。

イ 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

ウ ノ回に処理する生果実の量が、くん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を

阻害しないように行われたことを確認すること。

エ くん蒸時間は、エチレンダイブロマイドが完全に気化した時から測定され、かつ、くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の確認は、生果実のこん包数の5パーセント以上について、植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にミバエ類がないことを確認することをもつて行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因について植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないものとする。

(3) 植物検疫証明書

ア 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び(2)のアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名	印
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		

10センチメートル

イ アの確認を行つた生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に当該こん包の封印番号を記載した植物検疫証明書又はその写しを添付させるものとする。

ウ イにおいて植物検疫証明書の写しを添付する場合にあつては、その正本をあらかじめ横浜植物防疫所成田支所あてに送付させるものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証明書及びその写しのまつ消状況

(2) 植物防疫官は、保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

(3) (1)の確認は、原則として、1か月に1回実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時確認することができるものとする。

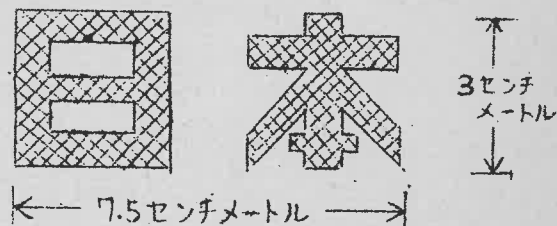
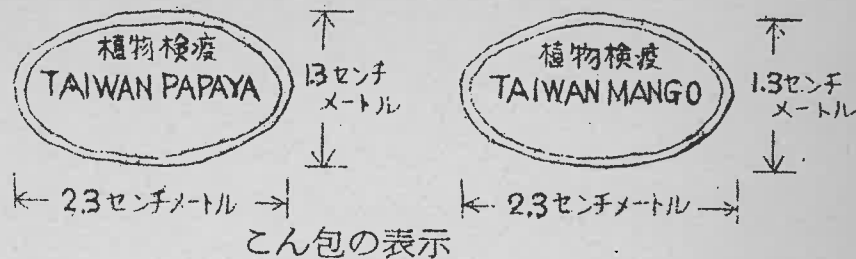
7 表示

(1) 告示7の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示

ア パパイヤの場合

イ マンゴウの場合



(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む日本語、中国語及び英語による注意書きを表示させるものとする。

ア 当該生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検査前に封印を破つたり、植物検疫証明書又はその写しを紛失すると当該生果実は、輸入禁止されること。

ウ 植物検疫を受けられる日本の飛行場は、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港であること。

8 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

(1) 港 京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港

(2) 飛行場 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港

9 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実及び当該生果実に添付されている植物検疫証明書又はその写しを確認して行うものとする。ただし、植物検疫証明書の写しを確認して行う場合は、航空携行手荷物に限るものとする。

(2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行つたときは、当該こん包の植物検疫証明書又はその写しをまつ消するものとする。

(3) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書若しくはその写しが添付されていない場合、告示5の(3)の封印のないこん包入りの場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には 当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の手続き及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(5) ミバエ類が発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因について、植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。